



歴史的・文化的価値を高める城中心とした眺望景観まちづくり

～名古屋城眺望景観保全エリア～

1 方針

名古屋城は「尾張名古屋は城でもつ」という言葉が示すとおり、名古屋の歴史と文化の中心的存在かつシンボルであり、市民の誇りとなっています。また、本市を代表する観光資源として、多くの観光客が訪れています。

しかし、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設等によりその眺望景観が阻害される懸念が増してきています。そこで名古屋城の歴史的文化を再認識できる場を保全し、観光資源としての価値を高めるとともに、都市魅力の一層の向上とシビックプライドの醸成を図るため、名古屋城の眺望景観を保全します。



2 保全すべき眺望景観

■ パノラマ景観

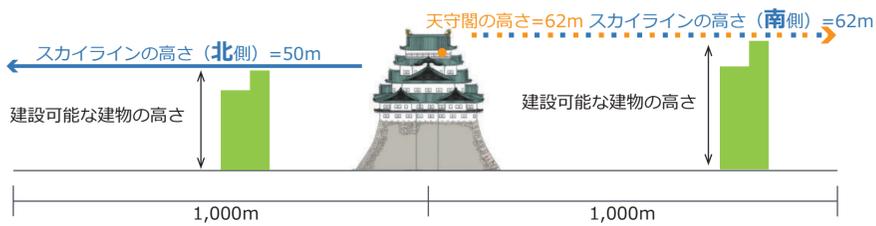
名古屋城天守閣の展望室から見える景観を保全する



天守閣展望室の北方向 (GLの標高が天守閣GLより低い)



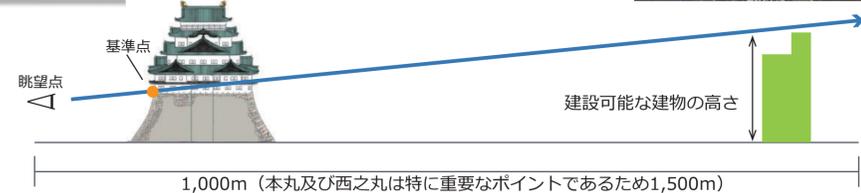
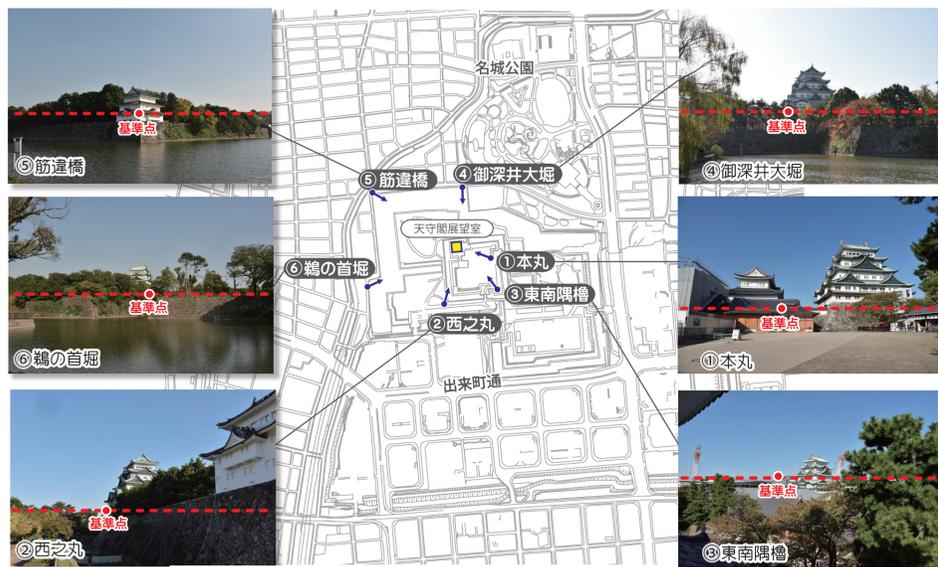
天守閣展望室の南方向 (GLの標高が天守閣GLと同等)



- 制限範囲は建築物等がはっきりと視認される、天守閣から概ね1kmとする。
- 北側の建物は背後に見える空や山並みなどの境界線 (標高50m) を超えない高さとする。
- 南側は都心部であり、すでに多くの高層ビルが建ち並んでいることや、江戸時代から続く都市の発展を支えてきたエリアであることから制限は最小限とし、天守閣の高さ (標高62m) を超えないこととする。

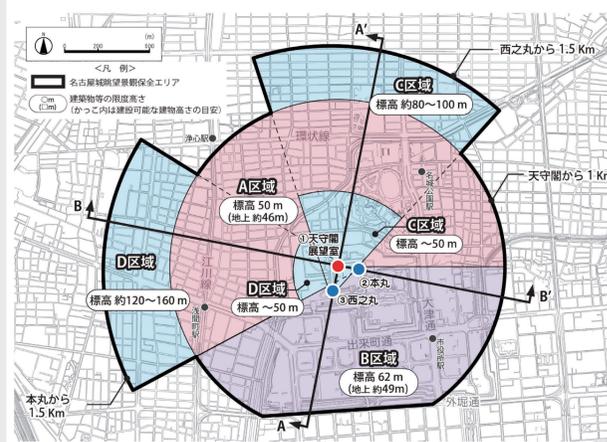
■ 背景景観

名古屋城が見える代表的なポイント (6か所) から見た時に背後にビルがない景観を保全する

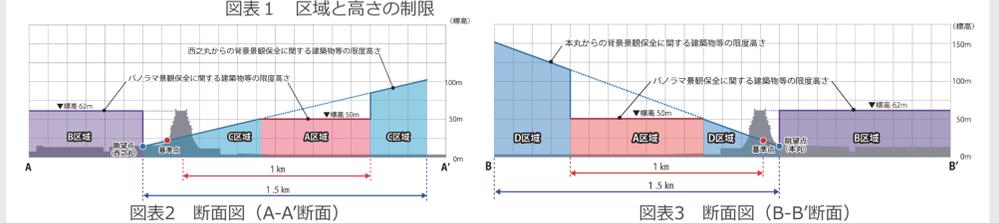


- 視距離1km以上では、見えの大きさが小さくなること等から規制範囲を視距離1kmとする。本丸、西之丸の眺望点は、名古屋城を代表する撮影ポイントのため範囲を1.5kmとする。

3 名古屋城眺望景観保全エリアの設定



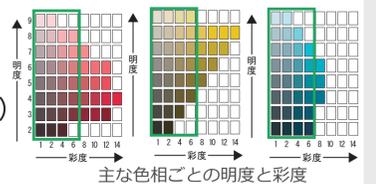
名古屋城の眺望景観の保全を図るため、パノラマ景観と背景景観の視点を踏まえ、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、「名古屋城眺望景観保全エリア」を定めました。



■ 主な制限内容

▶ 大規模建築物・工作物

- 高さ制限 ([3] 参照)
- 天守閣から1km内の色彩制限 (彩度6以下等)
- 照明制限 (点滅や高輝度の設置制限)



▶ 屋外広告物

- 高さ制限 ([3] 参照)
- 色彩制限 (彩度8を超える、明度9.0以下の面積制限)
- 照明制限 (点滅や高輝度の設置制限)



4 経緯

平成20年	本丸御殿の復元工事開始
平成25年	歴史的風致維持向上計画の策定、重点地区指定
平成26年～	審議会の専門部会で議論 (4回)
平成27年～	地権者ヒアリング、市民モニターアンケート
平成30年	パブリックコメント
平成31年	広告・景観審議会、都市計画審議会 景観計画の変更 名古屋城眺望景観保全エリア策定



5 活用した景観制度

- 景観法第16条に基づく行為の届出制度を活用し、エリア内で大規模建築物・工作物の建築行為等を行う場合は、上乘せで制限を適用。
- 景観法に基づく、勧告・公表のほか罰則規定の対象となる。

6 取組において工夫した点

- 保全エリアに設定する地区内の地権者だけでなく、市民モニターに対してアンケートを実施し、市民の景観に対する認識を確認した。